

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	平成28年3月14日	
【会社名】	シャープ株式会社	
【英訳名】	Sharp Corporation	
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高橋 興三	
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区长池町22番22号	
【電話番号】	(06)6621 1221(代表)	
【事務連絡者氏名】	経営管理本部財務部長 山本 博之	
【最寄りの連絡場所】	大阪市阿倍野区长池町22番22号	
【電話番号】	(06)6621 1221(代表)	
【事務連絡者氏名】	経営管理本部財務部長 山本 博之	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式、C種種類株式	
【届出の対象とした募集金額】	普通株式	その他の者に対する割当 387,270,182,246円
	C種種類株式	その他の者に対する割当 101,729,817,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	シャープ株式会社東京支社 (東京都港区芝浦一丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年2月25日に提出した有価証券届出書並びに平成28年2月29日及び平成28年3月4日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、臨時報告書の訂正報告書を平成28年3月14日に近畿財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものではありません。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

（訂正前）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第121期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月24日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第122期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月7日近畿財務局長に提出

事業年度 第122期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月10日近畿財務局長に提出

事業年度 第122期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月12日近畿財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月25日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月3日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月31日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月6日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月21日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月27日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月4日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月15日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月18日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月25日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年10月30日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月17日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月18日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月22日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月25日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年1月22日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月4日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月17日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月19日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月29日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年3月4日に近畿財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記平成27年7月3日の臨時報告書の訂正報告書）を平成27年7月22日に近畿財務局長に提出

訂正報告書（上記平成27年12月22日の臨時報告書の訂正報告書）を平成28年2月29日に近畿財務局長に提出

（訂正後）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第121期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月24日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第122期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月7日近畿財務局長に提出

事業年度 第122期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月10日近畿財務局長に提出

事業年度 第122期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月12日近畿財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月25日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月3日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月31日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月6日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月21日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月27日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月4日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月15日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月18日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月25日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年10月30日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月17日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月18日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月22日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月25日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月28日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年1月22日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月4日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月17日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月19日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年2月29日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年3月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成28年3月4日に近畿財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記平成27年7月3日の臨時報告書の訂正報告書）を平成27年7月22日に近畿財務局長に提出

訂正報告書（上記平成27年12月22日の臨時報告書の訂正報告書）を平成28年2月29日に近畿財務局長に提出

訂正報告書（上記平成27年12月25日の臨時報告書の訂正報告書）を平成28年3月14日に近畿財務局長に提出

以 上